

青梅市告示第 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、青梅都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 1 日

青梅市長 大勢待 利 明

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画 生産緑地地区	削除する部分 長淵 1 丁目、長淵 8 丁目、木野下 2 丁目、今寺 1 丁目、今寺 2 丁目、今寺 4 丁目、和田町 2 丁目、梅郷 1 丁目、梅郷 2 丁目、梅郷 3 丁目、梅郷 4 丁目、梅郷 5 丁目、梅郷 6 丁目、柚木町 1 丁目、柚木町 3 丁目、師岡町 3 丁目、新町 2 丁目、新町 5 丁目、新町 9 丁目、藤橋 2 丁目、今井 1 丁目、今井 2 丁目、今井 3 丁目 追加する部分 塩 船、和田町 1 丁目、梅郷 2 丁目、梅郷 3 丁目、梅郷 6 丁目

縦 覧 場 所 東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
青梅市役所 5 階 都市整備部都市計画課

以 上